

健 第 1317 号
令和 2 年 3 月 12 日

各都市医師会長 殿

富山県厚生部健康課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療の取扱いについて

平素より本県の衛生行政の推進に多大なご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記について、厚生労働省より別添写しのとおり通知が発出されました。
つきましては、貴会におかれましても内容についてご了知いただくとともに、関係医療機関等への周知について、格別のご配慮をお願いいたします。
なお、各公費負担医療担当の連絡先は下記のとおりですので、申し添えます。

記

○各公費負担医療担当の連絡先

法律・制度名	別紙 1	別紙 2	法別番号	連絡先
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	(1)	(1)	18, 19	感染症・疾病対策班 076-444-4513
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	(2)	(3)	10, 11	
難病の患者に対する医療等に関する法律	(3)	(4)	54	
特定疾患治療研究事業	(4)	(5)	51	
肝炎治療特別促進事業又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	(5)	(6)	38	がん対策推進班 076-444-3224
児童福祉法	(6)①	(7)①	17	母子・歯科保健係 076-444-3226
	(6)②	(7)②	52	
母子保健法	(7)	(8)	23	

事務担当： 感染症・疾病対策班
がん対策推進班
母子・歯科保健係



事務連絡
令和2年3月4日

都道府県民生・衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局

総務課
がん・疾病対策課
結核感染症課
難病対策課

厚生労働省子ども家庭局

母子保健課

厚生労働省社会・援護局

保護課
援護企画課
援護・業務課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課

新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療の取扱いについて

平素より厚生労働行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、指定医療機関等が休業すること等により、指定医療機関等において公費負担医療を受けることができない方がいらっしゃる場合が考えられます。

つきましては、そのような場合においても、患者への必要な医療の確保に万全を期す観点から、各制度について、別紙1のとおり、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いといたします。また、当該患者に係る公費負担医療の請求等については、別紙2のとおり取扱われるようお願いいたします。

なお、（公社）日本医師会等に対しても、この取扱いにつき、協力依頼を行う予定であることを申し添えます。



(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）

緊急の場合は、医療機関において被爆者健康手帳（認定疾病の場合においては認定書及び被爆者健康手帳）を提出した上で、指定医療機関及び一般疾病医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

なお、毒ガス障害者救済対策事業についても同様とする。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）

緊急の場合は、受診する医療機関と感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2 の結核患者に対する医療に係る患者票に記載する結核指定医療機関の名称が異なる場合においても、事後的に結核指定医療機関の変更を行うことで差し支えないものとし、さらに、結核指定医療機関での受診が困難な場合においては、医療機関において患者票を提出した上で、結核指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(3) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）

緊急の場合は、受診する医療機関と受給者証に記載する指定医療機関の名称が異なる場合においても、事後的に指定医療機関の変更を行うことで差し支えないものとし、さらに、指定医療機関での受診が困難な場合においては、医療機関において受給者証を提出した上で、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(4) 特定疾患治療研究事業

緊急の場合は、医療機関において特定疾患治療研究事業の受給者証を提出した上で、同事業の委託契約を結んだ医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(5) 肝炎治療特別促進事業又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

緊急の場合は、医療機関において肝炎治療特別促進事業の受給者証又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の参加証を提出した上で、同事業の指定医療機関等以外の医療機関でも受診できるものとする。

(6) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

① 緊急の場合は、医療機関において療育券を提出した上で、指定医療機関以

外の医療機関でも受診できるものとする。

- ② 緊急の場合は、受診する医療機関と受給者証に記載する指定小児慢性特定疾病医療機関の名称が異なる場合においても、事後的に指定小児慢性特定疾病医療機関の変更を行うことで差し支えないものとし、さらに、指定小児慢性特定疾病医療機関での受診が困難な場合においては、医療機関において受給者証を提出した上で、指定小児慢性特定疾病医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(7) 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）

緊急の場合は、医療機関において養育医療券を提出した上で、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(8) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）

緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(9) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）

緊急の場合は、医療機関において本人確認証を提出した上で、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(10) 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）

緊急の場合は、医療機関において療養券を提出した上で、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）

緊急の場合は、受診する指定自立支援医療機関と自立支援医療受給者証に記載する指定自立支援医療機関の名称が異なる場合においても、事後的に支給認定の変更を行うことで差し支えないものとし、さらに、指定自立支援医療機関での受診が困難な場合においては、医療機関において公費負担医療の受給者証を提示した上で、指定自立支援医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）

医療機関等は、原爆医療の対象の申し出があった場合は、診療報酬明細書（以下「明細書」という。）の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる 2 桁の法別番号（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による認定疾病医療「18」、一般疾病医療費「19」）、公費負担者番号（8 桁）、受給者番号（7 桁）を付し、審査支払機関に請求すること。なお、同一の者について「18」と「19」を請求する場合には、それぞれ別々の明細書で請求すること。

(2) 毒ガス障害者救済対策事業

医療機関等は、毒ガス障害者救済対策事業で受診した者の請求については、広島県健康福祉局被爆者支援課（電話番号 082-513-3109）、福岡県福祉労働部保護・援護課（電話番号 092-643-3301）又は神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課（電話番号 045-210-4907）に必ず照会した上で、毒ガス障害者医療費請求書を用いて関係県に請求すること。

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）

医療機関等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2 の結核患者に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる 2 桁の法別番号（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核患者の適正医療「10」）、公費負担者番号（8 桁）、受給者番号（7 桁）を付し、審査支払機関に請求すること。

(4) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）

医療機関等は、難病の患者に対する医療等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する特定医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担番号に含まれる 2 桁の法別番号（難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療「54」）、公費負担者番号（8 桁）、受給者番号（7 桁）を付し、審査支払機関に請求すること。

(5) 特定疾患治療研究事業等

医療機関等は、特定疾患の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる 2 桁の法別番号（特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費「51」）、公費負担者番号（8 桁）、受給者番号（7 桁）

を付し、審査支払機関に請求すること。

(6) 肝炎治療特別促進事業又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

医療機関等は、肝炎治療特別促進事業又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る医療費の支給「38」）、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）を付し、審査支払機関に請求すること。

(7) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

- ① 医療機関等は、児童福祉法第20条の児童に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（児童福祉法による療育の給付「17」）、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）を付し、審査支払機関に請求すること。
- ② 医療機関等は、児童福祉法第19条の2の小児慢性特定疾病医療支援の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援「52」）、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）を付し、審査支払機関に請求すること。

(8) 母子保健法（昭和40年法律第141号）

医療機関等は、母子保健法第20条の未熟児に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（母子保健法による養育医療「23」）、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）を付し、審査支払機関に請求すること。

(9) 生活保護法（昭和25年法律第144号）

医療機関等は、生活保護法による医療扶助で受診した者の請求については、原則として、福祉事務所に必要な事項を確認することとし、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（生活保護法による医療扶助「12」）を付すとともに、摘要欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

(10) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）

医療機関等は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療支援給付で受診した者の請求については、原則として、支援給付の実施機関に必要な事項を確認することとし、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第2項に規定する医療支援給付「25」）、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）を付し、審査支払機関に請求すること。

(11) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）

医療機関等は、戦傷病者特別援護法第4条第1項第2号の認定を受けた戦傷病者の当該認定に係る公務上の傷病に対する医療を取り扱った場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（戦傷病者特別援護法による療養の給付「13」）、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）を付し、審査支払機関に請求すること。

(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

医療機関等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第24項に規定する自立支援医療（更生医療、育成医療及び精神通院医療）の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による更生医療「15」、育成医療「16」及び精神通院医療「21」）、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）を付し、審査支払機関に請求すること。

※ なお、明細書については電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。

厚生労働省より協力を依頼する団体

公益社団法人 日本医師会

公益社団法人 日本歯科医師会

公益社団法人 日本薬剤師会

一般社団法人 日本病院会

公益社団法人 全日本病院協会

一般社団法人 日本医療法人協会

公益社団法人 日本精神科病院協会

公益社団法人 日本精神神経科診療所協会

社会保険診療報酬支払基金

公益社団法人 国民健康保険中央会